様式１-１

輸出事業の用に供する施設の整備の内容

（注）輸出事業の用に供する施設を整備する場合に記載すること。

　　（農地法および租税特別措置法の特例措置の適用を受けようとする施設については必ず記載すること。また、株式会社日本政策金融公庫法の特例を受け、貸付けを受ける資金の使途に、施設の整備が含まれる場合についても、記載すること。）

１　施設の整備の内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 取得予定  年月 | 適用を受けようとする特例措置 | 新設等 | 施設の種類 | 施設の名称／規模・能力等 |
|
| ① |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 施設の用に供する土地の所在 | 地番 | 地目 | | 面積 |
| 登記簿 | 現況 |
| ① |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |

２　施設を整備する者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 |  |
|  | 氏　名： |
| 住　所： |
|  | 氏　名： |
| 住　所： |
|  | 氏　名： |
| 住　所： |

（注）１ 「適用を受けようとする特例措置」には、農地、税制（併用する場合は両方）を記載すること。

２ 「新設等」には、新設、改修、用途変更の別を記載すること。

３ 「施設の種類」には、農地法および租税特別措置法の特例措置の適用を受けようとする施設、公庫法の特例を受け、資金の貸付けを受けて整備する施設について、建物、建物附属設備、構築物、機械装置の別を記載すること。

４ 「規模・能力等」には、建物であれば建築面積、機械装置については台数等を記載すること。

５ 「２　施設を整備する者の概要」の「番号」には、整備する者ごとに、対応する「１　施設の整備の内容」の番号を列挙して記載すること。

６　施設を整備する者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「本店又は主たる事務所の所在地」を記載すること。

（添付書類）

　以下の書類を添付すること。

　　□　施設の規模及び構造を明らかにした図面